



天のう報

発行所
秋田県天王町役場
(天王局 1番42番)

編集
天王町役場総務課

印刷
一日市印刷所
電話 38

9月1日現在の天王町
本籍数 3,905
本籍人口 13,870
世帯数 2,636
住民登録人口 12,833
男 6,446
女 6,387

第7号 昭和39年10月1日発行

教育委員の任命に同意

吉田、西村両氏 第十一回町議会

第十一回町議会定例会が去る九月二十五日、天王農協の会議室に招集された。提出された議案及び審議の結果は次のとおりです。

議案第六十二号 出戸小学校給食室建築工事施行について

これは出戸小学校に給食室を建築するため十六・七坪の給食室を建築しようとするもの。原案可決

議案第六十三号 天王町一般職の職員給与に関する条例の一部改正について

これは国家公務員の給与法の改正に準じて行なわれたもので、従来「寒冷地手当」と「薪炭手当」と別々になっていたものを一本に「寒冷地手当」とし、定率額と加

- 十月のこよみ
- 1日 法の日、共同募金
 - 3日 新聞週間、労働衛生週間
 - 8日 スポーツの日
 - 9日 万歳
 - 10日 寒露
 - 14日 眼の愛護デー
 - 17日 貯蓄の日
 - 18日 土曜の日
 - 20日 霜降
 - 23日 国連の日
 - 24日 読書週間
 - 27日 月異名 神無月(かんづき)
 - 花暦 花 神無月(かんづき)
 - 誕生石 蛋白石(オパール)

算額にし、定率額は八十五%に、加算額は世帯主八千六百円(扶養親族のない職員は五千七百四十円)その他の職員は二千八百七十円に改めたもの。原案可決

議案第六十四号 寄附採納願について

これは天王小学校図書購入費に充てるため、天王小学校創立九十周年記念実行委員長より、金五万円円の寄附の申出があつたのでこれを採納しようとするもの。

又町道用地として、秋田県経済農業協同組合連合会より土地(宇追分)九三・六二坪の寄附の申出があつたのでこれを採納しようとするもの。原案可決

議案第六十五号 昭和三十九年度天王町一般会計補正予算について

これは、歳入歳出にそれぞれ三百五十五万二千円を追加し、その総額は歳入歳出それぞれ一億三千七百八十三万三千円となつた。追加の主なもの、給与条例の改正による職員の寒冷地手当の不足分と、各部署街灯補助九万三千円、

明年二月一日現在で行われる中間農業センサス費十二万二千円、町身体障害者協会補助一万五千円、国民健康保険特別会計への繰出三十八万九千円、稲丈夫地への緑地保育所費二十五万四千円、大崎へ緑地保育所費十六万八千円、天王小

学校費(備品費と創立九十周年記念式典費が主)七十三万二千円、出戸小学校費(給食室新築費が主)百七十八万三千円等が主なものです。

議案第六十六号 昭和三十九年度天王町簡易水道事業特別会計補正予算について

これは歳入歳出にそれぞれ八万七千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ三百九十二万二千円とした。原案可決

議案第六十七号 昭和三十九年度国民健康保険事業特別会計補正予算について

これは歳入歳出にそれぞれ四十五万五千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ二千五百三十六万一千円とした。追加の主なもの、職員の給与、手当の不足分。

原案可決

議案第六十八号 出戸小学校給食室建築工事施行方法について

これは工事を指名競争入札にしようとするもの。原案可決

議案第六十九号 天王町教育委員会委員の任命に関する同意について

これは、九月末日で吉田新祐、戸田チヲ両氏の任期が満了するの次の方を任命するため同意を求めたもの。同意

天王町大崎 吉田新祐(37才)

天王町天王 西村鐘三(58才)

議案第七十号 町道認定について

これは牛坂線(延長一〇・二七米、巾員三・一八米)を町道に認定するもの。原案可決

議案第七十一号 天王町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費

に関する条例の一部改正について

これは一般職の職員の条例改正に準じて、寒冷地手当に関する分の改正をしたもの。原案可決

以上案件を審議可決して翌二十六日閉会した。

ごみ処理について

今まで皆様の茶室では、清掃した結果のごみを部落内のどこかへ自由にすててしまいましたが、これが永い間に積り積つて遂に不衛生な見逃ぐい場所が町内の処々に現われてきているのです。本町ではこれらのごみ処理を次のように計画実行することになりました。これは皆様の家庭で毎日清掃する心掛けを更に「部落へ、町内へ」伸し、吾が町全体をきれいな住みよい町にするためですから、よろしくご協力下さいませようお願いします。

一、各部落では、ごみの共同すて場を設け、役場に届出ること。

二、各家庭では

- 1 紙くず、木くず等の燃えるものはまとめて自宅で焼却すること
- 2 ワラくず、野菜くず等は、堆肥に利用すること。
- 3 鉄くず、空ビン、硝子くず等の不燃焼物は、炭俵等にまとめて共同捨場へ捨てること。

三、役場では、各部落の共同捨場にあるごみを、役場の自動車での町の投票埋立場に運搬処理する

めいわくは

させない

見のがさない

しない

公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等の防止に関する条例(県)が本年七月十四日公布され九月一日より施行されました。これは秋田県における最近の犯罪や暴力的迷惑行為の傾向にかんがみ、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為を防止し、もつて県民の平穩な日常生活を守ることが目的とするものです。

条文は次のとおりです。

(目的)

第一条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等を防止し、もつて県民の平穩な日常生活を守ることが目的とする(県民のつとめ)

第二条 すべて県民は、平穩な日常生活を守るため、相互の協力と努力によつて、公衆に著しく迷惑をかける暴力的な不良行為等は、これをしない、させない、かつ、見逃さないように心がけなければならない。

(公共の場所等における粗暴行為の禁止)

第三条 何人も道路、公園、広場、水泳場、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることができる場所(以下「公共の場所」といふ)又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物(以下「公共の乗物」といふ)において、うろつき、居すわり、又はたむろして、

通行人、入場者、乗客等の公衆に言いがかりをつけ、すぐむ等の不安を覚えさせるような言動をしてはならない。

2 何人も、婦女に対し、公共の場所又は公共の乗物において、婦女に不安又は著しい迷惑を覚えさせるような卑わいな言動をしてはならない。

3 何人も、祭礼又は興行その他の催物に際し、多数の人が集まっている公共の場所において、ゆえなく、人を押しつけ、物を投げ、物を破損させ、わめき、虚言を用いる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような言動をしてはならない。

(公共の場所等におけるたかり行為の禁止)

第四条 何人も公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客等の公衆に、立ちふさがり、つきまとい、衣服をとらえ、言いがかりをつける等の著しい迷惑を覚えさせるような言動をして金品を要求してはならない。

(縄張り料、用人棒料等のたかり行為の禁止)

第五条 何人も、公共の場所において催物、物品の販売、宣伝その他の営業(以下「営業等」といふ)を行ない、又は行なおうとする者に對し、その場所を管理する正当な権利がないのに、その営業等を行ない、又は行なおうとする者が

その場所を占めることについて、うろつき、立ちふさがり、言いがかりをつけ、営業等の妨害を暗示する等の不安又は著しい迷惑をして、縄張り料、使用料、清掃料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

2 何人も、営業等を行ない、又は行なおうとする者に對し、その者から明らかな依頼がないのに、営業等、設備、業者若しくは使用人を保護し、又はこれらに妨害若しくは危害を加えないことについて、うろつき、言いがかりをつ

け、営業等の妨害を暗示する等の不安又は著しい迷惑を覚えさせるような言動をして、用心棒料、保護料等その名目のいかんを問わず金品を要求し、又は要求を暗示してはならない。

(押売行為等の禁止)

第六条 何人も、住居その他の他人の現在する建造物を訪れ、又は公共の場所若しくは公共の乗物において、物品の売買、交換、修理、加工若しくは配布、遊芸その他役務の提供又は広告若しくは寄付の募集(以下「売買等」といふ)を行なうに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

一、売買等の申込みを断られたのに、物品を展示し、物色し、すり込む等すまやかにその場を立ち去らな

二、犯罪の前歴を告げ、暴力的な行をほのめかし、建造物者器物等にいたすらす等の不安を覚えさせるような言動をすること。川、依頼又は承諾がないのに、物

品の売買、交換、修理、加工若しくは配布、遊芸その他役務の提供又は広告の掲載を行なつて、その対価をひつように要求すること。四、身分、物品の価格、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるような表示又は言動をすること(景品買行爲等の禁止)

第七条 何人も、遊技場(風俗営業等取締法施行条例(昭和三十一年秋田県条例第 号)第一条第七号に規定する遊技場をいう。以下同じ。)の営業所又はその付近において、遊技場の営業者が遊技客に景品として交付した物品又は客が遊技によつて得た遊技玉を、転売若しくは交換するため、又は転売若しくは交換する目的を有する者に交換するため、うろつき、又は遊技客につきまとい、買い、又は買おうとしてはならない。

(入場券等の不当な売買行為「ダマヤ行爲」の禁止)

第八条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用しうる権利を証する物若しくは乗車券、急行券、指定券、寝台券その他公共の乗物を利用しうる権利を証する物、又はこれらの権利を証する物を請求しうる権利を証する物(以下「入場券等」といふ)を不特定の者に転売するため、又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売し、若しくは、交付する場所において、買い、若しくは、交付を受け、又は公衆の列に加わつて買おうとし、若しくは交付を受けようとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を、公共の場所又は公共

の乗物において、不特定の者に売り、又は人を勧誘し、若しくは立ちふさがり、つきまとい、つて売ろうとしてはならない。

(座席等の不当な供与行為(シヨバヤ行爲)の禁止)

第九条 何人も、公共の場所又は乗物において、不特定の者に對し、対価を得る目的をもつて、座席、座席を占めるための列の順位又は駐車場の場所(以下「座席等」といふ)を占める便益を供与し、又は座席等を占め、立ちふさがり、若しくはつきまとい、座席等を占める便益を供与しようとしてはならない。

(不当な密引き行為の禁止)

第十条 何人も、公共の場所において、不特定の者に對し、次に掲げる行為をしてはならない。

一、わいせつな見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供しつるため、客引きをし、又は客引きをするため、チラシその他これに類するものを配布すること。

二、売春類似行為をするため、客引きをし、又は客待ちをすること。

三、人の身体若しくは衣服をとらえ、又は所持品を取り上げる等しつように客引きをすること。(水泳場等における危険行為の禁止)

第十一条 何人も、通常、人が遊泳し、又は手こぎのボートその他的小舟が回遊する水面において、ゆえなく、モーターボートその他の原動機を用いて進航する舟艇を蛇行させ、急転回させ、疾走させ(三面下段へつづく)

生活のメモ

冬着の整理

主婦の大きな仕事は冬着の準備と整理でしょう。あみもの手配、背広やコートは晴れた日に風を通し、防虫剤のおいをぬいていつでも着られるように、ハンガーにつるしておいて下さい。下旬になると火のほしい夜もあります。老人のいる家庭では、火ばちや湯たんぼなどの用意もしておいたものです。

おいしい魚と野菜

冬寝具の用意も早目に……。たんぜん、かけぶとん、こたつぶとん、まくらなど手落ちのないように気を配りましょう。

十月 秋 盛

渡部 六 愁

内職の貯金箱あり秋灯下
花野まで足弱き祖母に肩かして
幼な子の障子明りにふれる音
箒目をたてて掃くおと庭の柿

肉も厚く、新しいものなら、おさしみにする。また中華風のいため煮はいかが。たてよこに包丁を入れて、一口切りにし、クリやギンナン、マツタケ、サトイモといっしょにいためます。味つけは塩とお酒であつさり。サンマもしゆんです。これは焼くにかぎりません。おろしをそえていただく。

生サケもいまがいちばんおいしい季節。といつても値段はなかなかあります。フライにしてマヨネーズをかけ、生野菜を添えて洋風にしましたのが喜ばれます。スープにバターをおとして煮こむと若い人によるこぼれます。ニラも案外消費がのびてきた野菜で、ビタミンをたくさん含んでいるといわれます。

中年の健康食に秋に豊富なフルーツや野菜のパン食をおすすめします。かきのサンドイッチ、リンゴをはさんだパン食はたのしいものです。

大掃除・フスマ張り

お天気のよい日を選び、ボツボツ大掃除の準備をしなければなりません。

小人数の家庭で、主婦がなんでもしなければならぬところでは予定をたてて、天井、押し入れ、お勝手など毎日少しずつまてていきましよう。順序は高いところから低いところへ。台所の電球は油でベトベトしているのは、はずして洗剤で洗います。トイレの窓ガラスも忘れずに。タタミなどをあげるのは、日曜日など男手をか

りられる日をまつてやりましよう。

秋風が立つと、フスマの破れが気になります。大都会ではこのごろ大学生のアルバイトが上手にやつてくれますが、地方では、やはり主婦がするが全部張り替えるなら職人にたのまねばなりません。早目に申しこまないと、このごろは人手不足でなかなかきてくれません。

十月の庭しごと

来年の春をたのしむための準備はいまが適期です。

春咲きの球根類の植えつけ。チューリップ、スイセン、ユリ、ヒヤシンス、クロッカス、アイリス、アネモネ、スノードロップなどは露地で(寒さに丈夫)、フリージアなど寒さに弱い球根は、ハチに植えて、フレームが室内で育ててください。

宿根草の株分けと植えかえ

アルメリア、プリムラ、スズラン、ガーベラなどの宿根草類の株分けは今月いつばいできます。東北地方や寒いところではなるべく早目の方がよいでしょう。カンチク、シボウチクなどの株分けと移植も今月のうちです。

植えつけと植えかえ。ボタン苗木の植えつけは今月いつばいです。ポケの移植は、中、下旬がいちばんよいとされています。パンジー、キンセンカなどの苗の植えかえと定植、オモトの植えかえ、

イチゴ苗の植えつけもいまだです。球根の堀り出し。春に植えたアキメネス、グラジオオラス、アマリリス、球根ベコニア、ダリア、カーナなどで葉の枯れはじめたものは、下旬から十一月にかけて掘り出し、貯蔵します。

ご結婚



八月中に婚姻届出のあつた方

- 栃木県 高橋 健治 菅原 征子
- 仙台市 柴小屋嘉守 長谷川ミヨ子
- 天田市 高橋 昇 柏崎美保子
- 秋田市 加藤 敬三 畔上 鉄三
- 塩川郡 加藤 敬子 太田 敬治郎
- 仙北郡 加藤 文子
- 五城目町 内藤 幸子 三浦 勇
- 下新城野 細谷 由蔵 伊藤 好子
- 静岡県 久保田 安俊 佐々木 照子
- 下田 田崎 寛 加藤 ミキ

(二面下段よりつづく)
る等により、遊泳している者又は手こぎのボート、その他の小舟に乗っている者(以下「遊泳者等」という。)に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、前項の水面においてゆえなく、遊泳者等の浮輪、手こぎのボート、小舟その他の器物にいたずらをする等により遊泳者等に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

3 何人も、遊泳、スケート、行楽等のため多数の人が集まっている海浜、氷上、湖畔、河川敷地等通常一般交通の用に供しない場所において、ゆえなく、自動車、原動機付自転車等を走行させて、公衆に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(罰則)
第十二条 第三条から前条までの規定のいづれかに違反した者は、一万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 常習として第三条から前条までの規定のいづれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(羽)立 安木 仁七
二田 田 鈴木 ツエ

八月中に死亡届のあつた方
天王 越後 直蔵 (50才)
土崎港 根田 晃 (24才)

二田 藤原 キヨ (62才)
琴浜村 和田 昭 (20才)
天王 佐藤 スナ (85才)
二田 加藤 ミサ (85才)
八月中に出生届のあつたもの
男八名、女六名、計十四名

へき地保育所 開所さる

湖岸の方々より、その実現方を熱望されて居りました。へき地保育所が、大崎へき地保育所、穂丈谷地へき地保育所の看板も新しく開所いたしました。大崎は旧大崎公民館跡に、穂丈地谷は塩口、中羽立間に位置し、テレビ、電気オルガンを備えた立派なもので集つた人々もみな感心して居りました。大崎は九月一日に穂丈は九月三日に、この実現に力を尽されて参りました運営委員会の方々、児童、父兄そして来賓の方々が真新しい建物の中でにぎやかに開所、入所式を行ないました。

新しい我らの保育所に児童は、そこそこ走り廻つて大はしやぎ、農繁期に入る人達は、大いに喜んで居りました。

席上、町長は「私が町長に就任時の抱負は先ず、天王には大きな財産もない、だから人造りと言う面での基本となる教育設備に力を注ぎたい、と言う事でした。町内小、中学校の設備の拡充を見た昨

住民登録実態調査の 実施について

このたび十月一日現在をもつて住民登録の実態を調査することにしましたので、調査員がそのことについて、いろいろおききするたぬあなたのおうちを訪問されますから、よろしくご協力下さるようお願いいたします。

調査期間 十月一日から七日まで

国民年金

今、又、八郎湯干陸を目の前に見今、保育所が天王町に三ヶ所も設立されたと言う点感がい深い。こうして、今、無邪気に走り廻つて居る児童がこれからの天王を背おつて立つ人になる事を思うと、私もより以上によくしたいとする気持ちで湧いて来ます」と述べられ、拍手の内に両保育所の開所、入所式はその幕を閉じました。

尚現在の入所児童は大崎、穂丈谷地共二十八名で、保母は大崎が竹野あや子、進藤みえ子、穂丈谷地は、菅生キク、桜庭和子さんです。

現在では児童たちの健かにはしやぎ廻つて居る風景はあたかも平和な天王町を物語つて居るようです。保母及び関係者はこれ等の児童たちの成長を楽しみにして施設の万全を期するよう努力して居ます。

この両保育所でお気付の点などありましたら、役場厚生係まで連絡下さい。

国民年金のかけ金は、毎月、国民年金手帳に国民年金印紙をはり、町役場の検認をうけることによつて納めることを基本にして居ります。しかし、国民年金の加入者のなかには、毎月同じような収入がない人もおられます。例えば、年に一回一時に収入のある農業にたずさわつて居る人など、また毎月かけ金をかけることが面倒であるという自営業者もおられます。このような加入者の利便を考え、将来の一定期間のかけ金をまとめてかけ

る前納制度があります。このかけ金の前納は印紙でも現金でもでき印紙によるときは手帳の印紙をはる欄に余白がある期間まで、現金によるときは年単位で十年あるいは六十才までの全期間の前納もできます。ところで、このかけ金の前納には年利五分五厘の複利計算による割引も行なわれま。このようなことから国民年金印紙についても昭和三十九年四月から一年を限度として高額の印紙が使われています。このため毎月納めると三十五才未満の人は印紙により千二百円、三十五才以上の人は千八百円を納めねばなりません。高額の印紙を使うことによつて千七百十円、又は千七百六十円の印紙一枚で納めることもできるようになりましたから割引の特典もうけられる前納制度を大いに活用して下さい。

十月は国民年金保険料第二期分七月、八月、九月分の納期月でありますから、この月のうちには是非納めるようにして下さい。

光陰は矢の如しとやら国民年金法施行五周年記念大会が九月十一日県産業会館で盛大に行われましたが、席上秋田県国民年金普及推進協議会々長から優良納付組織として選定されました天王町婦人会見玉支部国民年金保険料納付組合代表者松村フツエ殿に対し栄ある感謝状が贈呈になりましたことを喜んで喜ぶべしと思ひます。

手当法が施行されました。これは現在行われている児童扶養手当と大体同じであります。この法律の対象となる人は精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある二十才未満の人であります。

支給される金額は一人一ヶ月千円であります。

該当者と思われまます保護者、又はこの法律についてお聞きしたい点などありましたら役場厚生係までおいで下さい。

豚の自給飼料の 確保に努めよう

最近の豚肉価格は枝肉一磅当四百円(東京芝浦価格)という高価格であるが、オリンピック以後の価格の下落が予想されるので、自給飼料を確保し高度に利用しなければせつかくの養豚経営も赤字になる恐れがあると思われ、自給飼料の確保に万全を期して下さい。尚自給飼料確保には次のような方法があります。

一、イモズルサイレージ
サツマイモズルをカッターで二三寸程度に切つてサイロに詰め込む方法

二、イモヌカサイレージ
サツマイモに米ヌカ又はフスマを三十分程度混合してサイロに詰め込む方法

者の方々で全行程臨時貸切列車で行きますが、毎年希望者が殺倒しすく締切られますので希望者は役場厚生係まで予約金千円を添えて申し込み下さい。

一、実施期日 昭和39年11月10日出発 十五日帰着(五泊六日)

二、費用 一人当り一、七〇〇円

尚詳細は役場厚生係までお問い合わせ下さい。

みんなで協力 明るい社会を

世の中のしあわせをなくし、明るい地域社会を築きあげようとして国民一人一人が協力し合う共同募金運動が今年も又十月一日より始まります。この運動も今年で十八年目、その間町民の皆様のお援助に依り毎年好成绩をもつて全町目標額を達成して居ります。ご存じのように赤い羽根の共同募金は国民一人一人の心とお金の善意を一つにまとめる窓口です。秋田県の本年度の目標額は二千六百五十万で、天王町の割当額は二十三万円です。この寄附金は、すべての県民の民間のいろいろな社会福祉施設の経営に役だてるほか、明るい地域社会を築くためのいろいろな地域福祉活動の推進に役だてます。十月一日から十二月三十一日までの三ヶ月間運動期間として、後程奉仕員の方々がお願いにあがると思ひますが、何卒本年も一そうのご協力を心からお願ひ申し上げます。

靖国神社参拝団募集

毎年好評をえて居ります靖国神社の参拝が今年も行われます。これは戦没者家族並びに一般希望